

盛岡広域都市計画地区計画の変更（盛岡市決定）

盛岡市告示第 96 号

盛岡広域都市計画津志田西地区地区計画を次のように変更する。

平成 31 年 3 月 12 日

|                    |   |  |        |  |          |    |
|--------------------|---|--|--------|--|----------|----|
| 名称                 |   | 津志田西地区地区計画   |        |  |          |    |
| 位置                 |   | 盛岡市津志田西二丁目及び津志田南三丁目の各地内  |        |  |          |    |
| 面積                 |   | 約 7.9ha  |        |  |          |    |
| 地区計画の目標            |   | <p>本地区は、鉄道利用の利便性が高く、都南バスターミナルの立地により都心をはじめ周辺地域とのアクセス性も高く、周辺は土地区画整理事業による市街地整備が行われ、商業業務地と住宅地としての土地利用が見られる地域である。</p> <p>このため、旧中央卸売市場跡地の地域における役割を踏まえ、地域の賑わい、コミュニティー及び地域福祉の拠点を形成するため、周辺環境との調和を図りながら、地域に密着した商業業務施設や、バスターミナル等公共交通施設と福祉関連施設を中心とした健全で快適なまちづくりを推進する。</p>  |        |  |          |    |
| 区域の整備・開発及び保全に関する方針 | 土地利用に関する方針                              | <p>生活・福祉ゾーンは、隣接住居地域と調和した、福祉施設や生活関連施設、中高層住宅等の土地利用を図るものとする。</p> <p>商業・業務ゾーンは地域に密着した商業・業務施設の誘導を図るとともに、健全な環境の確保と住環境保全のため、風俗・遊戯関係の業務を制限するものとする。</p>   |        |  |          |    |
|                    | 地区施設の整備の方針                              | <p>都南バスターミナルを公共交通施設とし、周辺地域、生活・福祉ゾーン及び商業・業務ゾーンの交通拠点とする。</p> <p>地区内の交通処理を円滑にするため、道路 1 号（16M）により市道川久保線と連絡し、地区内に区画道路を適切に配置するとともに、ユニバーサルデザインに配慮し、安全で快適な歩行者空間の確保に努めるものとする。</p> <p>生活・福祉ゾーンには、緑地を配置し潤いのある環境をつくるものとする。</p>   |        |  |          |    |
|                    | 建築物の整備の方針                               | <p>土地利用の方針に基き、土地利用の誘導を図り良好な環境を形成するため建築物の用途及び建築物の形態意匠を制限する。</p>   |        |  |          |    |
| 地区整備               | 地区施設の配置及び規模                             | 道 路  | 名称     | 幅員   | 延長       | 摘要 |
|                    |   |  | 道路 1 号 | 16m  | 約 139m   |    |
|                    |   |  | 道路 2 号 | 10m  | 約 194m   |    |
|                    |   |  | 道路 3 号 | 10m  | 約 112m   |    |
|                    |   | 道路 4 号   | 10m    | 約 543m   |          |    |
| 緑 地                | 約 0.2 ha                                |  |        |  |          |    |
| 公共交通施設             | 約 0.7 ha                                |  |        |  |          |    |
| 計画                 | 建築物等に関する事項                              | 地区の区分  | 地区の名称  | 商業・業務ゾーン   | 生活・福祉ゾーン |    |
|                    |   | 地区の面積  | 地区の面積  | 約 5.1ha  | 約 0.6ha  |    |
|                    | 建築物等の用途の制限                              | <p>次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <p>(1) 建築基準法別表第 2 (に) 項第 3 号に掲げる建築物</p> <p>(2) 建築基準法別表第 2 (ほ) 項第 2 号及び第 3 号に掲げる建築物</p> <p>(3) 建築基準法別表第 2 (へ) 項第 3 号に掲げる建築物</p> <p>(4) 建築基準法別表第 2 (り) 項第 2 号及び第 3 号に掲げる建築物</p> <p>(5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条第 1 項に定める「風俗営業」、同条第 6 項に定める「店舗型風俗特殊営業」及び同条 9 項に定める「店舗型電話異性紹介営業」の用途に供する建築物</p> |        | <p>次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <p>(1) 物品販売業を営む店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が 1,500 m<sup>2</sup>を超えるもの</p> <p>(2) 建築基準法別表第 2 (ほ) 項に掲げる建築物</p> <p>(3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条第 1 項に定める「風俗営業」、同条第 6 項に定める「店舗型風俗特殊営業」及び同条 9 項に定める「店舗型電話異性紹介営業」の用途に供する建築物</p> |          |    |
| 建築物等の形態又は意匠の制限     | 建築物の外壁の色彩は、原色をさげ、周辺環境と調和した落ちつきのある色調とする。 |  |        |  |          |    |
| 備考                 |   |  |        |  |          |    |

「区域及び地区整備計画の区域は、計画図表示のとおり」